第 5 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成21年3月2日

開会中

場所 第 5 委 員 会 室

平成21年3月2日(月曜日)

午前10時1分開議 午前11時32分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成20年度熊本県一般会計補 正予算(第4号)

議案第8号 平成20年度熊本県港湾整備事 業特別会計補正予算(第2号)

議案第9号 平成20年度熊本県臨海工業用 地造成事業特別会計補正予算(第1号)

議案第10号 平成20年度熊本県用地先行取 得事業特別会計補正予算(第1号)

議案第15号 平成20年度熊本県流域下水道 事業特別会計補正予算(第2号)

議案第31号 財産の処分について

議案第34号 平成20年度港湾事業の経費に 対する市負担金について

議案第35号 平成20年度流域下水道事業の 経費に対する市負担金について

議案第36号 工事請負契約の締結について

議案第44号 指定管理者の指定について

議案第45号 指定管理者の指定について

議案第46号 指定管理者の指定について

議案第47号 指定管理者の指定について

議案第48号 指定管理者の指定について

議案第49号 指定管理者の指定について

議案第50号 指定管理者の指定について

議案第51号 指定管理者の指定について

議案第53号 専決処分の報告及び承認につ

いて

議案第54号 専決処分の報告及び承認につ いて

議案第55号 専決処分の報告及び承認につ

いて

議案第56号 専決処分の報告及び承認につ いて

報告第2号 専決処分の報告について 報告第3号 専決処分の報告について 報告第4号 専決処分の報告について

出席委員(8人)

委員長吉永和 世 副委員長 森 浩 山本秀 委 員 久 児 玉 文 雄 委 員 委 員 鬼 海 洋 委 員 吉 忠 道 田 委 員 渕 上陽 委 員 上 田 泰 弘

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

十木部

部 長 松 永 卓

総括審議員兼

次 寍 長 中村

次 長 天 野 雄 介

次 長岩下 修

土木技術管理室長 田口 覺

> 監理課長 鷹 尾 雄

用地対策課長 清 田 隆 範

十木技術管理室副室長 村 上 洋 幸

港湾課長

首席土木審議員兼

新幹線都市整備課長

道路整備課長 戸 塚 誠 司

道路保全課長 西 山 隆 司

> 河川課長 野 田 善 治 大 塚

> > 佐藤

徹

國

都市計画課長 船原 信 幸

中 下水環境課長 庭 安

> 建築課長 生 田博 隆

営繕専門監 平 野 和 実
 住宅課長
 小
 林
 至

 砂防課長
 福
 岡
 健
 吉

事務局職員出席者

議事課課長補佐 徳 永 和 彦 政務調査課課長補佐 後 藤 勝 雄

午前10時1分開議

○吉永和世委員長 ただいまから、第5回建 設常任委員会を開会いたします。まず、本日 の委員会に、4名の傍聴の申し出がありまし たのでこれを認めることといたしました。

それでは、本委員会に付託されました議案 等を議題とし、これについて審査を行いたい と思います。

まず、議案等について執行部の説明を求め た後に、一括して質疑を受けたいと思います。 また、本日の説明等を行われる際は、執行 部の皆さんは着席のままで行ってください。

それでは、松永土木部長に総括説明をお願いたします。

○松永土木部長 まず初めに、物品調達等に 関する不適正な事務処理に関しましては、2 月20日開催されました決算特別委員会で概要 報告がありましたように、土木部でも多額の 不適正経理が判明いたしました。県民の皆様、 議員の皆様に大変申しわけなく、心よりおわ びを申し上げます。

土木部としましても、職員一丸となって、 このような不正経理を二度と起こさないよう 職員の意識改革に取り組み、県民の皆様の一 刻も早い信頼回復に努めてまいります。

続きまして、最近における土木部行政の動 向などについて御報告申し上げます。

最近の景気の動向につきましては、日本銀 行熊本支店が2月に発表した金融経済概観に おいて、「熊本県内の景気は更に悪化してい る」とされており、県内製造業の生産は大幅 な減少が続き、県内企業の景況感も一段と悪

至 ! 化しているなど、極めて厳しい状況にありま : す : す

このような情勢を踏まえ、土木部といたしましても、今回、国の緊急経済対策における第2次補正予算分に対応した公共事業の増額補正をお願いしております。今後とも、景気の動向を注視し、また国の動向も見きわめながら的確に対応してまいります。

九州新幹線鹿児島ルートにつきましては、 今回の国の第2次補正予算で、地域活性化対 策の一環として、鹿児島ルートに195億円、 そのうち本県へは駅整備分として30億円が配 分されたところです。今後も平成23年春の全 線開業を目指し、引き続き県としてできる限 りの支援を行ってまいります。現在、用地取 得はほぼ完了し工事も最盛期を迎えておりま すが、事業損失等の問題もまだ残っており、 県としても問題の解決に積極的に支援してま いります。

また、県都の陸の玄関口となる熊本駅周辺の整備につきましては、平成20年11月から東口駅前広場の暫定的整備に着手しており、今後も引き続き熊本駅周辺の街路整備や連続立体交差事業のほか、新玉名駅周辺の整備などに全力で取り組んでまいります。

なお、整備新幹線事業費の増額に関する地 方負担の問題について報道されております。 本県の負担額が幾ら増加するかについては現 時点では明確にされておりませんが、厳しい 財政状況下、できる限り負担が軽減されるよ う福岡県、佐賀県等とも連携して、国に対し て働きかけていきたいと考えております。

川辺川ダム問題に関する球磨川水系の治水対策につきましては、ダムによらない治水を検討する場の第1回会議が、去る1月13日、国・県及び流域12市町村の参加のもとで開催され、ダムによらない治水対策の検討が始まったところです。今後、この検討する場において必要な提案などを行い、国や市町村と一緒にダムによらない治水を極限まで検討をし

ていきたいと思います。

平成19年7月6日の梅雨前線豪雨による斜面崩壊のため全面通行どめとなり、地域住民の方々に多大なる負担をかけておりました県道小川泉線(八代市泉町筒井地内)につきましては、復旧工事も順調に進み、来る3月30日13時に全面通行どめを解除し、片側交互通行に切りかえる予定でございます。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案のうち、先議案件について御説明いたします。

今回提案しております議案は、補正予算関係議案5件、条例等関係議案16件、報告関係 3件でございます。

初めに、補正予算の概要について御説明いたします。

今回の2月補正予算は、まず国の緊急経済対策における第2次補正予算分に対応した公共事業費78億7,000万円余の増額補正をお願いしております。このほか国庫補助事業、国直轄事業等の内示減及び事業量の確定等に伴う補正がございまして、一般会計、特別会計を合わせまして、合計で25億4,246万8,000円の増額補正をお願いしております。

また、次年度へ繰り越す繰越明許費の設定 として、緊急経済対策に係る分として76億3, 150万円の追加設定をお願いしております。

なお、緊急経済対策関連予算のうち今年度 発注分につきましては、迅速な対応が必要な ことから、金額によらず、指名競争入札によ り発注を行うことといたします。また、来年 度発注分、さらには後議の審議事項ではあり ますが、平成21年度当初予算につきましても 早期発注に努めることといたします。

次に、条例等関係議案につきましては、財産の処分について1件、公共工事に係る市負担金について2件、工事請負契約の締結について1件、指定管理者の指定について8件、専決処分の報告及び承認について4件、計16件の御審議をお願いしております。

報告案件につきましては、職員の交通事故 における専決処分の報告について、3件につ いて御報告させていただきます。

以上、議案の概要等を総括的に御説明申し 上げましたが、詳細につきましては担当課長 から御説明いたしますので、御審議のほどよ ろしくお願いいたします。

今後とも、各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

○吉永和世委員長 次に、付託議案等について、関係課長から順次説明をお願いいたします。

○鷹尾監理課長 監理課の鷹尾でございま す。よろしくお願い申します。

それでは、まず最初に、資料の確認でございますが、今回は、建設常任委員会説明資料1冊のみ御用意をさせていただいております。

それでは、お手元の建設常任委員会説明資料をお開きをいただきたいと思います。

1ページをお願いをいたします。

まず、平成20年度2月補正予算資料でございます。このページは、土木部全体の予算額の状況を記載をしております。ただいま部長の総括説明にもありましたとおり、今回の補正予算におきましては、国の緊急経済対策における第2次補正予算に対応いたしまして、公共事業のほか、国庫補助事業等の内示増減及び事業費の確定等に伴う補正予算でございます。

その内訳でございますが、上の表の2段目が今回の補正額でございますが、一般会計の普通建設事業費として左のほうから、補助事業で25億2,160万5,000円の増額、単県事業で23億1,823万2,000円の増額、直轄事業で7億5,099万7,000円の減額を計上いたしております。

事業が10億416万円の減額、単県事業が1,502 万6,000円の減額、直轄事業が2,715万8,000 円の増額を計上いたしております。

投資的経費といたしましては、30億9,681 万2,000円の増額でございます。

また、消費的経費につきましては、1億9,7 04万6,000円の減額を計上しておりまして、 一般会計の合計といたしまして28億9,976万 6,000円の増額を計上をいたしております。

次に、その右側の特別会計でございますが、 投資的経費が5,190万円の減額、消費的経費 が3億539万8,000円の減額、合計で3億5,729 万8,000円の減額でございます。

その右側の一般会計、特別会計を合わせた 合計の欄でございますが、25億4,246万8,000 円の増額でございます。

次に、その下の緊急経済対策分でございま すが、左の方から一般会計の普通建設事業と いたしまして、補助事業で33億3,650万円、 単県事業で42億9,500万円、直轄事業で2億4, 205万円。追加経済対策の合計といたしまし て78億7,355万円の増額を計上いたしまして、 経済対策に取り組むこととしておるところで ございます。

以上、2月補正の土木部の合計欄というこ とで、一番右側の合計欄4段目でございます が、1,239億6,446万4,000円となっておると ころでございます。

下の表につきましては、各課別の内訳をそ れぞれ記載をしたものでございます。

2ページをお願いをいたします。

平成20年度の予算総括表でございます。

1が一般会計、2から5にかけて特別会計 をそれぞれ記載しておりますが、各課ごとの 補正予算額と右側に今回の補正額の財源内訳 を記載いたしております。

一番下の土木部合計の欄をごらんをいただ きたいと思います。国庫支出金が48億5,285 万1,000円の増額、地方債が23億110万円の増

次に、災害復旧事業でございますが、補助 ! 額、その他が5億487万9,000円の減額、一般 財源が41億660万4,000円の減額でございま す。これは、緊急経済対策などに取り組むこ とによりまして、国庫支出金が増額している もののほか、それぞれ事業ごとの国の支出金 の地方債などの財源が確定したことなどに伴 うものでございます。

> 以上が土木部の全体予算の状況でございま す。

次に、3ページをお願いいたします。

このページ以降は、各課ごとの補正予算の 詳細を記載しております。

まず、監理課の補正予算案でございますが、 主なものについて御説明をさせていただきま す。

まず、2段目の職員給与費でございますが、 監理課関係分といたしまして385万8,000円の 増額をいたしております。職員給与費につき ましては、5ページ以降すべての課に出てま いりますので、私の方から代表して御説明を させていただきまして、関係課の御説明は割 愛をさせていただきたいと思います。

土木部の職員給与費につきましては、職員 給与費と事業費の職員給与費がございます。 事業費から充てるものを事業費の職員給与費 といたしまして、またそれ以外に一般財源等 から給与に充てるものを職員給与費として整 理をしているところでございます。

今回、事業費及び人件費が確定をしたこと に伴い補正をするものでございますが、土木 部全体でいくと、資料には記載をいたしてお りませんが、4,936万4,000円の減額というこ とで、補正後の人件費の額は77億3,099万1,0 00円ということになっております。

次に、下から5段目の建設単価調査費でご ざいますが、平成21年4月1日から実施をす る必要がございます。建設単価調査業務委託 につきまして、債務負担行為の設定をお願い するものでございます。金額は1,962万3,000 円でございます。

それから次に、下から2段目の幹線道路整備基金積立金でございますが、本年度発生をいたします基金運用利息685万3,000円を基金に積み立てるものでございます。

以上、監理課の一般会計補正額は702万5,0 00円の増額となっております。

次に、用地先行取得事業特別会計で——4 ページをお願いいたします。次に、用地先行 取得事業特別会計でございます。

起債償還元金2億100万円、それから償還利子356万4,000円をそれぞれ減額をいたしております。これは平成19年度に国土交通省から受託を行いまして、用地先行取得事業について繰り越しを行ったことによりまして、平成19年度起債額の減に伴う減額でございます。

以上、今回の用地先行取得事業特別会計の 補正額は2億456万4,000円ということになっ ております。

以上でございます。よろしくお願い申し上いたします。

○戸塚道路整備課長 道路整備課長の戸塚で ございます。よろしくお願いいたします。

道路整備課分について御説明いたします。 説明資料の5ページをお願いいたします。

まず、最上段の道路橋りょう総務費についてでございますけれども、今回7億8,060万4,000円の減額補正を計上しております。

主なものを説明いたしますと、3段目の国 直轄事業負担金でございますが、右側の説明 欄のとおり、国の事業費確定に伴う負担金の 減が9億4,739万9,000円、それと緊急経済対 策によります九州横断自動車道延岡線ほかの 事業執行に伴う負担金といたしまして1億1, 085万円の増、これらを合わせまして8億3,6 54万9,000円の減額となります。

下から4段目の国庫支出金返納金、この欄でございますけれども、6,084万2,000円の増額補正を計上しております。これは国庫補助

事業の完了によりまして、その事業で使用しました仮設鋼材を売却いたしております。その収入に伴いまして国費相当分を返納するというものでございます。

次に、下から2段目の道路新設改良費でご ざいます。15億8,134万1,000円の増額補正を 計上しております。

最下段の道路改築費から6ページにいきますけれども、特殊改良費、単県道路改築費、 緊急地方道路整備費、道路計画調査費で、それぞれ右側の説明欄のとおり国庫補助事業の 内示減、それと緊急経済対策に伴います増額、 これを合わせまして補正額として計上しております。

最下段、お願いいたします。6ページの最下段にございますけど、道路整備課計でございます。今回の補正額は8億73万7,000円の増額補正となりまして、これを補正前の額と合算しますと、予算額計は309億2,737万1,000円となります。

以上でございます。

○西山道路保全課長 道路保全課長の西山で ございます。

道路保全課の予算につきまして説明いたします。

7ページをお願いします。主要な項目について説明いたします。

まず、4段目の道路管理費でございますが、 道路賠償保険契約等の入札残によりまして、 354万円を減額するものでございます。

それから、7段目の道路災害防除費でございますが、国の内示減によります7,000万円の減額と、緊急経済対策に伴う増といたしまして、国道389号苓北町におきまして1億円を予定しておりまして、差し引き3,000万円の補正となります。

8段目の交通安全施設費でございますが、 受託事業費等の精算に伴います減といたしま して3,289万9,000円の減と、緊急経済対策に 伴う増といたしまして、国道266号天草市ほか1カ所で1億5,000万円を予定しておりまして、差し引き1億1,701万1,000円の補正となります。

最下段の単県道路災害防除費でございますが、単県道路調査費のマッチング調査におきまして、調査が年度をまたぐ形となることから、12月議会におきまして21年度の債務を設定したために、1,000万円を執行残といたしております。

次に、8ページをお願いいたします。

1段目の単県道路修繕費でございますが、トンネル等の維持管理費の精算に伴いまして289万4,000円の減額、並びに緊急経済対策に伴う増としまして、県下全域における舗装修繕費として3億3,300万円を増額補正としており、また地域自立・活性化交付金への振りかえによります内容・財源更正を行っております。

最下段の緊急地方道路整備費でございますが、国の内示減によります4億500万円の減、並びに緊急経済対策によりまして2億9,000万円の増で、差し引き1億1,500万円の減額補正となっております。

次に、9ページをお願いいたします。

上から2段目の橋梁補修費でございますが、国庫内示減が7,000万円、また緊急経済対策に伴う増としまして、上天草市の国道266号天門橋ほか1橋を2億3,000万円、また橋りょうの点検費用として1億円をお願いしております。

最下段でございますが、道路保全課の補正額は6億3,227万2,000円でございまして、補正後の額としましては194億6,649万7,000円でございます。

よろしくお願いします。

○野田河川課長 河川課でございます。11ページをお願いいたします。最上段の河川海岸総務費でございますが、

4億7,551万6,000円の増額を計上しております。

主なものを御説明いたします。

まず、上から4段目の国直轄事業負担金で ございまして、1億3,468万9,000円の増でご ざいますが、これは国直轄事業の確定に伴う 増が348万9,000円、緊急経済対策に伴います 増が1億3,120万円でございます。

次に、下から5段目の河川管理費でございます。1億52万9,000円の増でございますが、これは職員給与費の増のほか緊急経済対策に伴う増が1億円でございます。内容は、護岸雑草処理費でございます。

次に、下から3段目の河川掘削事業費で2 億6,000万円の増でございますが、これも緊 急経済対策に伴うものでございます。

次に、12ページをお願いします。

上から2段目の河川改良費で2億7,771万 1,000円の減となっております。

主なものを御説明申し上げますと、上から 3段目の広域基幹河川改良費で9,000万円の 増ですが、内示増が4,000万円、内示減が5,0 00万円、緊急経済対策に伴う増が1億円でご ざいます。

次に、上から5段目の都市河川改修費で4,000万円の減ですが、内示減が9,000万円、緊急経済対策に伴う増が5,000万円でございます。

次に、13ページをお願いします。

最上段の単県河川改良費で2億1,000万円 の増となっておりますが、これは緊急経済対 策に伴うものでございます。

次に、上から4段目の総合流域防災事業費で4億124万円の減でございますが、内示減が3億5,700万円、入札残で704万円の減、受託事業で3,720万円の減でございます。

次に、下から5段目の海岸保全費ですが、8,000万円の増額をお願いしております。これは下から3段目の単県海岸保全費で緊急経済対策に伴う増をお願いしております。

億7,570万2,000円の減額をお願いしておりま す。内容は、災害復旧事業費の確定に伴うも のでございます。

14ページをお願いいたします。

主なものを御説明申し上げます。

上から2段目の直轄災害復旧事業負担金で 2,715万8,000円の増額、また上から3段目の 過年発生国庫補助災害復旧費で3億8,171万 2,000円の減額、同じく上から4段目の現年 発生国庫補助災害復旧費で6億2,444万8,000 円の減額でございます。この6億円につきま しては、台風のための待ち受け予算として10 億円を用意しておりましたが、ことしは台風 が来なかったための減額でございます。

次に、下から4段目の河川等単県災害復旧 費で1,503万7,000円の減額をお願いしており ますが、これも事業費の確定に伴うものでご ざいます。

以上、河川課の補正総額は、14ページの最 下段にありますとおり 7億1,293万4,000円の 減額でございます。

よろしくお願いいたします。

○大塚港湾課長 港湾課でございます。 資料の15ページをお願いいたします。

まず、一般会計の方から御説明いたします。 最初の港湾管理費は減額の1億57万2,000 円でございます。この主なものは、臨海工業 用地造成事業特別会計貸付金、これが港湾特 会への財源充当のための貸付金の減でござい ます。

次に、港湾建設費が10億4,723万1,000円の 補正でございます。

主なものは、重要港湾改修事業の5億3,50 0万円の補正、地方港湾改修事業が1億1,000 万円の補正、それと大きなものでは、下の方 で16ページになりますけど、港湾ダイオキシ ン類対策事業費4億2,310万円。これにつき ましては、ダイオキシンにつきましては国庫

次に、最下段の河川等補助災害復旧費で9 ! 内示の減と、市からの受託という事業がなく なりましたので減額としております。それと、 港湾環境整備事業の4億6,640万円が補正で ございます。補正の増に当たるものにつきま しては、緊急経済対策による増及び国庫内示 の増でございます。

次に、17ページをお願いいたします。

港湾単県災害復旧費でございますけど、減 額補正の128万9,000円ですけど、これは事業 費の確定による減でございます。

次の港湾整備事業特別会計操出金でござい ますが、これは港湾特会への財源充当のため の操出金の減でございます。

以上、一般会計におきましては、港湾課は 9億1,219万3,000円の補正をお願いしており す。

次に、18ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計を御説明いたしま す。

施設管理費でございますけど、2段目の施 設管理費は、職員給与費の増及び消費税納付 金の減等に伴う増額補正でございます。また、 港管理事務所におきますパソコン等事務機器 の賃借や庁舎等の施設管理業務に関しまし て、右側の備考欄に書いていますけど、庁舎 等管理業務で限度額3,517万8,000円、そして 事務機器の賃借ということで2万2,000円の 債務負担行為の設定をお願いしているところ でございます。

4段目の利子でございますが、記載の借入 金の確定に伴う利子の減額でございます。

港湾課の港湾整備事業特別会計につきまし ては、926万5,000円の減額補正でございます。 19ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計を御説明い たします。

3段目の熊本港臨海用地造成事業費の減額 は、経費節減によるものでございます。港湾 課の臨海用地造成事業特別会計につきまして は、170万円の減額補正でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○船原都市計画課長 都市計画課でございま す。

21ページをお願いいたします。

上から3段目の都市計画総務費でございますが、2,556万1,000円の増額をお願いしております。主な内訳は、指導監督事務費の国庫内示増などでございます。

また、公園維持費でございますが、右の説明欄をごらんいただきたいと思います。指定管理者制度を利用いたしまして管理運営を行うため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。3年合計でテクノ中央緑地が5,778万3,000円、水前寺江津湖公園広木地区8,635万8,000円、及び水俣広域公園2億3,837万6,000円でございます。後ほど詳細な説明をさせていただきます。

次に、22ページの中段、街路事業費でございますが、1億6,790万円の減額でございます。内訳は、次の段、緊急地方道路整備事業費の荒尾海岸線ほか1線、及び東幹線で1億5,200万円、次の街路整備事業費の新市街水前寺線で2,000万円のいずれも国庫内示減によるものでございます。

次に、下から3段目の都市公園費でございますが、3億8,200万円の増額でございます。これは緊急経済対策に伴うもので、熊本県総合運動公園陸上競技場の大型映像装置の改修を行うものでございます。また、単県公園整備促進事業の一部補助採択に伴う財源更正もお願いをしております。

以上、都市計画課は計 2 億4,639万2,000円 の増額をお願いしております。よろしくお願 いいたします。

○佐藤新幹線都市整備課長 新幹線都市整備 課でございます。

資料の23ページをお願いいたします。

上から5段目の新幹線建設促進事業費でご

ざいますが、10億8,855万1,000円の増額を計上しております。これは、国の緊急経済対策に伴う新幹線建設負担金の増10億円と、それから鉄道運輸機構からの用地取得事務の精算等に伴うものでございます。

一番下の国庫支出金返納金336万5,000円も 計上しております。これは、段山の陸橋撤去 工事に伴い発生材の売却収入があったため、 収入の一部を国等へ返還するものでございま す。

24ページをお願いいたします。

24ページの3段目の土地区画整理事業負担 金でございますが、これは国からの内示減に 伴う負担金の減でございまして、5,830万円 の減額を計上しております。

以上、新幹線都市整備課は、ページの一番 下になりますけれども、8億2,959万7,000円 の増額補正を計上しておりまして、補正後の 予算は239億1,886万円となります。

よろしくお願いいたします。

○中庭下水環境課長 下水環境課でございま す。

平成20年度の2月補正予算について御説明申し上げます。

下水環境課は、一般会計と流域下水道事業特別会計に分かれておりますので、まず一般会計から御説明いたします。25ページをお開きください。

補正の主な内訳でございますが、上から2 段目の浄化槽整備事業の5,368万9,000円の減 についてですが、これは個人設置型の浄化槽 整備事業の事業費の減によるものでございま す

一番下の段、団体営農業集落排水事業費の 2億2,677万1,000円の減は、国の内示減によ るものでございます。

次の26ページの上から2段目、漁業集落排水施設整備市町村補助4億7,350万円の増は、 国の緊急経済対策に伴うものでございます。 減等による減額でございます。

以上ですが、27ページの最下段に記載のと おり、一般会計では1億5,024万8,000円の増 額となり、補正後は27億1,435万5,000円でご ざいます。

次に、流域下水道事業特別会計について御 説明いたします。28ページをお願いします。

上から3段目の熊本北部流域下水道管理費 の8,109万2,000円の減は、維持管理費の減と 消費税の確定に伴う納付額の減によるもので ございます。

同じ段の一番右の説明欄をごらんくださ い。熊本北部流域下水道管理費は、年度当初 から必要となります水質法定検査業務委託に 関する経費としまして378万8,000円の債務負 担行為、及び平成21年度から平成23年度まで 指定管理者を指定することに伴う管理運営業 務に関する経費としまして、3年間で21億5, 922万円の債務負担行為をお願いしておりま す。

それから、上から6段目の熊本北部流域下 水道建設費(補助事業費)の4,600万円の増 は、水処理施設等の事業費の増によるもので ございます。

29ページをお開きください。

一番上の段、球磨川上流流域下水道管理費 の1,239万4,000円の減も、維持管理費の減と 消費税の確定に伴う納付額の減によるもので ございます。また、同じく球磨川上流流域下 水道管理費につきましても、同じ欄の右の説 明欄に記載しておりますとおり、年度当初か ら必要となります水質法定検査業務委託に関 する経費としまして401万1,000円の債務負担 行為、及び平成21年度から23年度まで指定管 理者を指定することに伴う管理運営業務に関 する経費として、3年間で4億1,595万3,000 円の債務負担行為をお願いしております。

それから一番下の段、八代北部流域下水道 管理費の784万3,000円の減は、消費税の確定

その他、交付金対象事業費の減額や経費節 ! に伴う納付額の減等によるものでございま

また、この一番右の説明欄をごらんいただ きたいと思います。年度当初から必要となり ます水質の法定検査業務委託に関する経費と しまして391万8,000円の債務負担行為、及び 平成21年度から23年度までの指定管理者を指 定することに伴う管理運営業務に関する経費 としまして、3年間で5億452万5,000円の債 務負担行為をお願いするものでございます。

30ページの上から3段目の、八代北部流域 下水道建設費(補助事業)の9,620万円の減 は、ポンプ場の事業費の減によるものでござ います。その他は、内容・財源更正及び経費 節減等による減額でございます。

以上、最下段に記載のとおり、流域下水道 事業特別会計で1億4,176万9,000円の減額と なり、補正後の予算は33億6,255万9,000円で ございます。

以上、よろしくお願いします。

○生田建築課長 建築課でございます。

31ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

まず、土木総務費でございます。3段目の 営繕管理費の4,922万9,000円の減額をお願い しております。内容としましては、県有施設 の保全改修に要する経費の執行残等でござい ます。

次に、建築指導費でございますが、5段目 の建築基準行政費の2,019万1,000円の減額を お願いしております。これは建築基準指導等 に要する経費の減でございます。

8段目の市街地環境整備促進費でございま すが、600万円の減額をお願いしております。 これは、民間建築物のアスベスト改修事業実 績の減によるものでございます。

以上、建築課分といたしまして、最下段の とおり7,550万3,000円の減額をお願いしてお ります。

よろしくお願いします。

○小林住宅課長 住宅課でございます。 33ページをお願いをいたします。

まず、住宅管理費でございますが、3段目の公営住宅維持管理費につきまして、県営住宅使用料等の増等によりまして6,770万円の財源更正をお願いしております。

また、説明の欄でございますけれども、県営住宅の指定管理に伴います公営住宅管理業務に係る費用の債務負担行為の設定をお願いをいたしております。平成21年度から23年度まで行うものでございまして、各年度4億4,058万6,000円となっております。なお、詳細につきましては後ほど御説明をさせていただきます。

次に、住宅建設費でございますけれども、 34ページをお願いいたします。

最上段の住宅マスタープラン推進事業費ですが、2,865万4,000円の減額でございます。 主なものは説明の欄に記載しておりますけれども、街なか居住推進事業費で、これは市町村を通じまして中心市街地に建設されます子育て世帯向けの民間住宅に補助するものでございますけれども、予定戸数に達しなかったために減額補正を行うものでございます。

それから、4段目の地域住宅モデル普及推 進事業費でございます。6,600万円の増額補 正をお願いしております。これは国の緊急経 済対策に伴います2次補正に対応するもので ございます。内容につきましては、県産木材 などの地域産材を活用いたしました展示住宅 の整備などに対して補助を行うものでござい ます。

住宅課といたしまして、一般会計におきまして、最下段のとおり2,730万5,000円の増額 補正を計上いたしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○福岡砂防課長 砂防課でございます。

35ページをお願いいたします。

上から4段目、砂防費の主な補正内容について御説明いたします。

まず、7段目の急傾斜地崩壊対策事業でございますが、これは国の緊急経済対策に伴う増でございまして、芦北町豊岡地区ほか1カ所で取り組むこととしております。6,500万円の増でございます。

次に、9段目の国直轄事業負担金でございますが、これは川辺川におきまして、国が事業主体として実施しております事業費が確定したことに伴います県負担額の減額でございます。3,356万8,000円の減額をお願いしております。

次に、36ページをお願いいたします。

2段目の火山砂防事業費でございますが、 高森町洗川について国庫補助の内示減に伴い ます3,000万円の減と、国の緊急経済対策に 伴い山都町の赤木川2に取り組みます8,000 万円の増でございまして、差し引き5,000万 円の増となっております。

砂防課といたしましては、最下段の8,243 万4,000円の増額でございます。

よろしくお願いいたします。

○鷹尾監理課長 37ページをお願いいたします。

平成20年度繰越明許費でございますが、繰越明許費につきましては12月議会で御承認をいただいておるところでございますが、今回は追加の設定ということで、1の一般会計につきまして、緊急経済対策分でお願いをしております予算のうち、国直轄事業負担金を除きます76億3,150万円の設定をお願いをしておるところでございます。

よろしくお願いいたします。

○大塚港湾課長 39ページをお願いいたしま す。 第31号議案、財産の処分について御説明申し上げます。

今回の財産処分でございますけど、熊本市 河内町船津に所在しております河内港聖ヶ塔 埋立地の土地1筆でございます。

処分面積につきましては、3万5,753.91平 米、約3.5ヘクタールでございます。

処分の相手方は、河内漁業協同組合でございます。

40ページをお願いいたします。

財産処分の概要について御説明いたしま す。

今回処分いたします財産は、県が平成2年 10月26日に、しゅんせつ土砂処分場として埋立免許を取得し埋め立てを行った土地でございます。

平成20年6月11日に埋立竣工認可を受け、 同年9月11日に登記を完了しております。

当該埋立地の土地利用計画については、埋立免許取得当時、地元の――当時は旧河内町ですけど、旧河内町と協議の上、地元産業振興のための漁業関連用地及び緑地とすることとなっております。

なお、本案件は2月9日に開催されました 第131回財産審議会において審議され、その 結果、漁業関連用地として河内港聖ヶ塔埋立 地を売り払うこと、及び売り払いの予定価格 を、不動産鑑定評価額の2億1,300万円とす ることについては適当との答申をいただいて おるところでございます。

続きまして、41ページの第34号議案を御説 明いたします。

第34号議案は、平成20年度港湾事業の経費に対する市負担金についてでございます。

これは、平成20年度から新たに着手いたしますみなと振興交付金事業において、市が負担すべき金額を定めるものでございます。

負担すべき金額は、事業費の10分の1に相 当する金額としております。

以上でございます。

○中庭下水環境課長 下水環境課でございま す。

42ページをお開きください。お願いします。 第35号議案、平成20年度流域下水道事業の 経費に対する市負担金について御説明いたし ます

八代北部流域下水道維持管理事業に関し、 宇城市からの処分場への流入水について、そ の処理に要する経費が増となったため、その 増加分について市に負担を求めるものでござ います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○鷹尾監理課長 43ページをお願いいたしま す。

第36号議案、工事請負契約の締結について 説明をさせていただきます。

工事名は、熊本商業高校管理・普通教室棟改築工事。工事内容は、鉄筋コンクリートづくり4階建て、延べ面積4,835.21平方メートル。工事場所は、熊本市神水1丁目1番2号地内。工期は、契約締結の日の翌日から平成22年2月5日まで。契約金額は、9億825万円、これは税込みでございます。契約の相手方は、吉永・三ツ矢建設工事共同企業体。契約の方法は、一般競争入札でございます。

44ページをお願いいたします。

概要書によりまして、入札の経緯及び入札 結果について御説明を申し上げます。

まず、1の競争入札に参加する者に必要な 資格といたしまして、上段の方から、共同企 業体の構成員数、建設工事の種類、格付等級 又は経営事項審査の総合評定値、営業所の所 在地、施工実績に関する事項及び配置予定技 術者に関する事項につきまして、記載のとお り設定を行いまして、平成20年の11月16日に 報告を行ったところでございます。

2番の評価に関する基準でございますが、 この工事につきましては、入札時に施工計画

書などの提出をいただきまして、技術評価と ! 指定管理者として選定いたしました。 入札価格を総合的に評価をいたしまして落札 者を決定する総合評価方式で実施をいたして おります。

施工計画といたしましては、鉄筋コンクリ ートづくり4階建ての校舎の改築工事という ことで、生徒、教職員がいる中で行われなけ ればならないというところから、下の方に記 載の課題を設定をいたしまして、提出をされ ました施工計画書などの評価に基づきます技 術評価点を入札価格で除して算定した評価値 が、最高の業者を落札者とする方式でござい ます。

45ページをお願いをいたします。

3の開札及び総合評価結果でございます が、入札には9社が参加をいたしまして、平 成20年の12月12日に開札を行いました。その 結果、吉永・三ツ矢建設工事共同企業体が、 技術評価点が90.8、入札金額が8億6,500万 円。これは、予定価格は9億5,500万円でご ざいますが、8億6,500万円で入札、評価値 が10.4971ということで、9社の中で最高の 評価値となりましたので落札を決定をしたと ころでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○大塚港湾課長 47ページをお願いいたしま

第44号議案の指定管理者の指定についてで ございます。

三角港波多マリーナについて御説明いたし ます。

これは、指定管理者を指定するに当たり、 地方自治法の規定に基づき県議会の議決を経 る必要があるためでございます。

内容については、48ページの概要で御説明 申し上げます。

2の審査結果でございますけど、申請者は 三角町漁協フィッシャリーナグループ1社で ございまして、審査した結果、当該申請者を

主な選定理由は、県が行う三角港周辺の放 置艇対策に関して、三角町漁業協同組合の協 力体制が評価できること、周辺マリーナとの 連携姿勢があることなどでございます。

なお、提案価格については、利用料金制を 採用するために提案価格はございません。

港湾課の条例等議案は以上でございます。 よろしくお願いいたします。

○船原都市計画課長 49ページをお願いいた します。

第45号議案の指定管理者の指定についてで ございます。

これは、熊本県テクノ中央緑地の指定管理 者を指定するに当たり、地方自治法の規定に 基づき県議会の議決を経る必要があるためで ございます。

内容につきましては、50ページの概要で説 明をいたします。

1、選定の経緯ですが、平成20年12月25日 に選定委員会が開催されました。

2の審査結果等についてでございますが、 申請者は(社)熊本県造園建設業協会と(株) クマモトパークメンテナンスの2団体でござ います。

審査結果でございますが、(社)熊本県造園 建設業協会が458.2点を獲得いたしまして、 候補者として選定されました。

選定理由でございますが、ボランティアな どとの協働に関する提案が評価できること、 また管理運営にかかる経費の節減が図られて いることなどでございます。

提案価格につきましては、平成21年度から 23年度までの3カ年合計で5,778万3,000円で ございます。

次に、51ページの第46号議案でございます。 これは、水前寺江津湖公園広木地区の指定管 理者の指定についてでございます。

内容につきましては、52ページの概要で説

明をいたします。

1、選定の経緯でございます。テクノ中央 緑地と同日の、平成20年12月25日に選定委員 会が開催されております。

2、審査結果等についてでございますが、 申請者は(社)熊本県造園建設業協会と(株) クマモトパークメンテナンスの2団体でございます。

審査結果ですが、(社)熊本県造園建設業協会が485点を獲得し、候補者として選定されました。

選定理由でございますが、水前寺江津湖公園の希少水生植物の保全について、自然観察会、自然体験活動等の実施や、ボランティアと連携した保全活動などの提案が具体性が高く評価できること、管理運営にかかる経費の縮減が図られていることなどでございます。

提案価格につきましては、平成21年度から 23年度までの3カ年合計で8,635万8,000円で ございます。

続きまして、53ページの第47号議案でございます。これは、水俣広域公園の指定管理者の指定についてでございます。

内容については、54ページの概要で説明を いたします。

1、選定の経緯ですが、さきに説明しました2つの公園と同日の、平成20年12月25日に選定委員会が開催されました。

2の審査結果ですが、申請者は(社)熊本県 造園建設業協会とハートリンク水俣グループ の2団体でございます。

審査結果ですが、ハートリンク水俣が443. 6点を獲得しまして、候補者として選定されました。

選定理由でございますが、バラ園の充実、 竹林園の補修、園芸療法を取り入れた障害者 団体による花づくりなどの提案が具体性が高 く、公園の設置目的に即していること、また ボランティアなどとの協働について具体性が 高いことなどでございます。 提案価格については、平成21年度から23年 度までの3カ年合計で2億3,837万6,000円で ございます。

指定管理者の指定に係る都市計画課の議案 は、以上3件でございます。

よろしくお願いいたします。

○中庭下水環境課長 下水環境課でございま す。

55ページをお願いします。

流域下水道の指定管理者の指定について御 説明いたします。

現在、県が管理しております流域下水道は 3カ所ございます。それぞれ平成18年度から 指定管理者が管理しておりますが、いずれも 本年度末をもって指定管理者が終了いたしま す。そこで、新たな指定管理者を指定するに 当たり、地方自治法の規定に基づき県議会の 議決を経る必要があるものでございます。

48号議案の熊本北部流域下水道の指定管理 者の指定についてでございます。

内容については、56ページの概要で御説明 いたします。

2の審査結果等でございますが、申請者は 地元2社で構成されます九州テクニカル・熊 環技研委託業務共同企業体1社でございまし て、現在の指定管理者でございます。

審査した結果、当該申請者を指定管理候補 者として選定いたしました。

主な選定理由は、流域下水道施設を安定的・安全に管理する能力、及び業務に対する 意欲等が認められたことでございます。当該 団体が選定されたものでございます。

提案価格につきましては、平成21年度から 23年度までの3年間で21億5,922万円でござ います。

次に、57ページをお願いします。

49号議案の球磨川上流流域下水道の指定管 理者の指定についてでございます。

内容につきましては、58ページの概要をご

らんください。

2の審査の結果でございますが、申請者は、 地元2社で構成される九州テクニカル・球磨 清掃公社委託業務共同企業体1社でございま して、現在の指定管理者でございます。

審査した結果、当該申請者を指定管理候補 者として選定しました。

指定の期間、選定の経緯、選定結果、選定 委員会等は、さきに御説明しました熊本北部 流域下水道と同様でございます。

提案価格につきましては、平成21年度から 23年度までの3年間で4億1,595万3,000円で ございます。

次に、59ページをお願いします。

第50号議案の八代北部流域下水道の指定管理者の指定についてでございます。

内容につきましては、60ページの概要をご らんください。

2の審査結果でございますが、申請者は日本管財環境サービス・三協エンジニアリンググループ1社で、これも現在の指定管理者でございます。

審査した結果、当該申請者を指定管理候補 者として選定いたしました。

指定の期間、選定の経緯、選定の結果、選 定委員会等は、熊本北部流域下水道や球磨川 流域下水道と同様でございます。

提案価格につきましては、平成21年度から 23年度までの3年間で5億452万5,000円でご ざいます。

流域下水道の指定管理者の指定に係る説明 は以上でございます。よろしくお願いいたし ます。

○小林住宅課長 住宅課でございます。

61ページをお願いします。

第51号議案は、地方自治法の規定に基づきまして、県営住宅の指定管理者の指定をお願いするものでございます。

62ページの概要で御説明をいたします。

昨年、指定管理者を公募いたしました結果、 熊本県住宅供給公社1社のみから申請があ り、昨年12月に選定委員会を開催いたしまし て、指定管理者候補者として選定されました。

選定理由でございますけれども、県営住宅が低所得者に住宅を提供することを目的といたしておりまして、福祉施策に対する十分な理解、あるいは入居者の利便性等への配慮が必要であるということなどを重点に審査をされまして、その結果、入居者の半数を高齢者が占める中、独居老人対策として、希望者には定期的な安否確認を行うことや、民生委員や福祉機関との連携を図っていくことなどの提案がなされたところでございます。

また、提案額につきましては、人件費と事務費を節減をいたしまして、維持修繕の必要性に配慮した提案がなされました。また、個人情報保護につきましても、法に基づいた対応が示されるなど、全般的にこれまでの実績に裏づけられた確実な提案内容でございました。

提案価格につきましては、住宅課分と社会 福祉課分合わせました年額4億4,399万2,000 円、3年間の総額で13億3,197万6,000円となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○西山道路保全課長 道路保全課でございま す。

議案第53号から議案第56号の道路管理瑕疵 に係る専決処分の報告及び承認について説明 いたします。

ページは、63ページから69ページでござい ます。

概要の方で説明させていただきます。 まず、64ページをお願いいたします。

日時は、平成20年11月13日午後10時45分ご ろでございまして、場所は天草市天草町下田 北の一般国道389号でございます。

過失割合は、道路管理者が4割、被害者6

割としております。

損害額は39万3,326円で、賠償額は4割の1 5万7,330円を支払うものでございます。

事故の状況でございますが、和解の相手方が軽四輪乗用車を運転しまして、苓北町方面から天草市下田方面へ向けて進行中、道路の左側ののり面から道路上に落下していた石と衝突いたしましてラジエーター、マフラー等を損傷したものでございます。

次に、66ページをお願いいたします。

日時は、平成20年12月7日午後零時30分ご ろで、場所は熊本市小山2丁目の一般県道熊 本空港線でございます。

過失割合は、道路管理者が5割、被害者が 5割としております。

損害額は13万2,380円で、賠償額は5割の 6万6,190円を支払うものでございます。

事故の状況でございますが、弁当店の前の 歩道に道路と並行して普通乗用車を駐車し、 弁当購入後に自動車を発進させた際に、歩道 上の縁石脇に露出していた鉄筋と接触いたし まして、右側スライドドア後部付近を損傷し たものでございます。

次に、68ページをお願いいたします。

日時が、平成20年12月15日午後7時30分ご ろで、場所は球磨郡球磨村大字神瀬の一般国 道219号でございます。

過失割合は、道路管理者が10割としております。

損害額は12万4,515円で、賠償額としましては全額を支払うものでございます。

事故の状況でございますが、和解の相手方が普通乗用車を運転しまして、八代市方面から人吉市方面へ進行中、道路左側ののり面から車の進路に落下してきた石に衝突いたしまして、左前部及び後部バンパーを損傷したものでございます。

次に、70ページをお願いいたします。

日時は、平成20年12月22日午後1時ごろで、 場所は球磨郡球磨村大字一勝地の一般県道一 勝地神瀬線でございます。

過失割合は、道路管理者が10割としております。

損害額は16万7,664円で、賠償額としましては全額を支払うものでございます。

事故の状況でございますが、和解の相手方が普通乗用車を運転いたしまして、人吉市方面から八代市方面に向けまして進行中に、道路左側のり面から木の枝が落下してまいりまして、同車の左側後部窓ガラスを損傷したものでございます。

以上4件でございます。よろしくお願いし ます。

○鷹尾監理課長 私の方から報告第2号から 第4号まで、職員に係ります交通事故の和解 につきまして、地方自治法第180条第1項の 規定により行いました専決処分について報告 をさせていただきます。

71ページをお願いをいたします。

報告第2号でございます。

詳細につきましては、72ページの概要により説明をさせていただきます。

この事故は、平成20年の8月29日午後5時5分ごろに、場所は八代郡氷川町立神地内の九州自動車道下り車線で発生をいたしたものでございます。

損害賠償額といたしまして1万19円でございます。

事故の状況は、球磨地域振興局土木部工務 課職員が高速道路を走行中に、追い越し車線 から急に割り込んできた車両と衝突を回避を するためにハンドルを切りましたところ、ス リップをいたしまして、高速道路の視線誘導 灯に追突をしたものでございます。

高速道路内の附属物の復旧につきましては、危険防止などのため道路管理者が復旧工事を行いまして、復旧に要した経費について、道路法第58条の規定で原因者が負担をすることになっておるため、請求のあった原因者負

担金を県で負担をするものでございます。 次に、73ページをお願いいたします。 報告第3号専決処分の報告でございます。 詳細につきましては、74ページの概要により説明をさせていただきます。

この事故でございますが、平成20年の11月 11日午後2時5分ごろ、場所は熊本市良町3 丁目14番8号で発生をしたものでございま す。

相手方との示談交渉の結果、県の過失が10 0%ということで合意をしたものでございま して、8万1,290円を賠償するものでござい ます。

事故の状況といたしましては、熊本土木事 務所管理課嘱託職員が、道路監視業務に係り ます写真を撮影をするために、道路沿いの駐 車場に駐車をいたしまして、写真撮影後に駐 車場を出るためバックをいたしましたとこ ろ、その駐車場に駐車をしてございました相 手方の車両に接触をしたというものでござい ます。

次に、75ページをお願いいたします。 報告第4号の専決処分案件でございます。 詳細につきましては、76ページの概要により説明をさせていただきます。

事故の日時でございますが、平成20年の11 月17日午後1時10分ごろ、場所は阿蘇市一の 宮町宮地地内、国道57号線でございます。

過失割合。相手方との示談交渉を行いました結果、県の過失割合90%、相手方過失割合10%で双方合意をしたものでございます。

物損分につきましては、過失相殺で31万8, 571円を賠償したものでございます。また、 人身分につきましては、医療費、損害賠償等 9万7,868円を賠償で合意をいたしました。 自賠責保険の規定で全額を県側で賠償をする ものでございます。

事故の状況といたしましては、阿蘇地域振 興局土木部維持管理課嘱託職員が、庁舎から 道路に進入しようとした際に、右の方から直 進をしてきました相手方車両に追突をいたしまして、相手方車両の破損とともに同乗者が 負傷したものでございます。

以上、職員の交通事故に係る専決処分の報告について説明をいたしましたが、3件の交通事故につきましてはいずれも県が加入をしております任意保険、または自賠責保険で損害賠償の支払いを行っておるところでございます。今後とも職員の交通事故の防止についてさらに徹底を図るよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いをいたします。

○吉永和世委員長 以上で執行部説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。 質疑はございませんか。

〇吉田忠道委員 2件ほど、質問と、質問にならないかもしれませんが、1件は土木部長に、あともう1件は説明資料の内容についてお聞きいたします。

土木部長から総括の説明がありました。そしてその中で、最初に不正経理に対する報告がありましたけれども、余りにも何か形式的な報告でありますので、土木部長としてこの不正経理の再発防止に対して、知事が20日の日に課長補佐以上に訓辞されておりますけれども、部長レベルの段階での再発防止に対する覚悟と決意をお聞きしたいと思います。

もう1件は、説明資料の7ページ、それから9ページ。この中で7ページの下から2行目、交通安全施設費というのが、緊急経済対策に伴う1億5,000万円の増ということで説明されております。「国道266号外1箇所」、あるいは9ページの方も緊急経済対策に伴う増ということで、「国道266号天門橋外1箇所」。

この説明資料に「外1箇所」と書く分は、 これはやむを得ないと思うんですけど、ある いはたくさんありますから「外何箇所」と書

くのは構いませんけれども、この億もかかる ! ざいます。金額としては一応5,000万円を予 金で、しかも「外1箇所」だったら、説明の ときには、どこどこというぐらいは説明して ほしいという思いがありますので、まずは部 長の決意と、次には内容は担当者の方からお 聞きしたいと思います。

以上です。

○松永土木部長 冒頭の説明でも申し上げま したが、このたびこのような不正経理があり ましたことにつきまして、県民の皆様方、そ れから県議会の皆様方には、改めて申しわけ ないとということを申しそえます。

先日県全体の発表がございまして、9,400 万円余という不正でございました。そのうち 土木部につきましては、1,080万円ぐらいが 該当するというものでございます。そのうち 預け、差しかえというのがございまして、預 けが大体500万円ぐらい、差しかえ分が570万 円ぐらいということでございます。

今後の対応につきましては、知事が申して おりましたように、制度の問題は、制度の問 題で改善していくと。それと、何よりも制度 が改善されても、個人個人の意識の問題が重 要だということも知事が申しておりました。

土木部としましては、事務費の経理につい てのシステムについては全庁的な問題だと考 えております。あとは土木部職員の認識の問 題、事務費とはいえ県民から預かっておる貴 重なお金でございますので、改めてそれぞれ の個別の原因を調査し、地域振興局あるいは 本課につきまして、個別にまた注意喚起をし ていきたいと思っております。

以上でございます。

○西山道路保全課長 道路保全課でございま す。

7ページの交通安全施設費についてでござ いますけれども、これは国道266号線で、天 草市の久玉町で付加車線を設置するものでご 定しております。それから、もう1カ所が瀬 田竜田線大津町の大林で、こちらは歩道の新 設ということで1億円を予定しております。

それから、9ページの橋梁補修費でござい ますけれども、これは国道266号線の天門橋、 それと大矢野橋、この2橋につきまして、天 門橋が1億6,000万円、それから大矢野橋が7, 000万円ということで、2カ所塗装を計画を しているところでございます。

○吉永和世委員長 ほかにございませんか。

○児玉文雄委員 部長の総括説明の中で、こ れは新幹線鹿児島ルート、熊本県の追加とか 福岡、佐賀の追加分に関しては、その分はこ れにはまだ載っておらないようですが、それ

川辺川ダム問題ですね、ダムによらない治 水を検討する場合の第1回が1月13日にあっ た。これは我々も知っておりますが、これに 対する資料というか、こういうのは土木部か なんかでつくっておられるのか。ただ、会議 をやるだけだとか、あそこを護岸をしてまた どうしてとかいう具体的な案あたりはできて いるのか。

その2点についてお尋ねします。

○佐藤新幹線都市整備課長 新幹線建設費の 負担金の増額につきましては、今わかってお りますのは、全国で4,100億円の増額になる ということが一応明らかにされております。 そのうち九州新幹線分につきましては786億 円と。

○児玉文雄委員 九州新幹線とは、佐賀の方 に行っている長崎新幹線も九州新幹線という

○佐藤新幹線都市整備課長 いや、これは博

多一新八代間の分でございます。

○児玉文雄委員 えらい大きいな。

○佐藤新幹線都市整備課長 それから、各県 ごとの事業費の増加分とか負担金の分につい てはまだ明らかにされておりませんので、機構の方に詳細の説明を今求めているところで ございます。

○野田河川課長 河川課でございます。

ダムによらない治水というふうなことで検討する場でございますが、これは大臣と知事の合意事項に基づきまして、国と県で協力して実施していくというふうなことを基本にしております。

その中で、資料の作成についてでございますが、技術的な資料につきましては河川管理者であります国の方が主に作成しております。その他、会議の運営等については県の方で協力するというふうなスタイルを、前回の第1回目はとらせていただいたところでございます。

それと、案についての提案でございますけれども、これについては広く12市町村長さんから提案していただきたいということを前回はお願いいたしました。それと、2回目以降につきましては、県の方からも具体的な提案をしていきたいというふうなことで考えております。

以上でございます。

○児玉文雄委員 ダムによらない治水は極限 までと知事が言っておられるんですが、今の ペースはまだ1回だから、2回目がいつなの か、3回目がいつなのか。皆さん、担当者の 方で大体どれぐらい時間がかかると思われて おるんですか。

○野田河川課長 ダムによらない治水は極限

までというふうなことで知事も言っておりまして、これについては今からそういうもろもろの提案をいただいて、それを一つ一つ国のほうが技術的に解析をしてお返ししていくということを、丁寧に繰り返していくというふうなことを考えております。

その中で、期限がいつまでかというふうなことでございますが、これにつきましては対外的に知事も言っておりますように、そういう一つ一つ丁寧にやっていく中で、それがどれくらいまでかかるかということについては、今のところ設定できないというようなことを言っておりますし、我々もできるだけ早くというふうなことで考えておりますが、いついつまでにということにつきましては、現時点ではお答えできないような状況であるということでございます。

○児玉文雄委員 そんなに詳しい、いついつまでという質問じゃないけど、我々もいろいろの大きなプロジェクトについて事業を始める前、やっぱり始める場所の設定から――今度は場所は確定されておるようですが、恐らくいろいろやると大体20年ぐらいかかりはしないかなという予想をするわけです。

それだったら、今までダムで40年、また 治水で20年、都合60年というようなことにな りはしないかと。その間には災害も来るだろ うし、人吉が水浸しになったなんていうこと もあり得る話でもあると私は思うわけです が、まあ予測ですが、やっぱり20年ぐらいは かかる予測ですか、どうですか。

○野田河川課長 第1回目は前回実施させていただきまして、第2回目で市町村長からの具体的な提案等もなされるかと思います。それにつきましては、どれぐらいそれを処理するといいますか、計算するのに時間がかかるかというのも、第2回目以降おいおい見えてくるかと思います。そういう具体的な検討の

内容を見させていただきまして、それがどれ! ○吉永和世委員長 ほかにございませんか。 ぐらいかかるかというふうなことでおいおい わかってくるかと思っております。

周辺の市町村並びに議長さんからも、でき るだけ早くというふうな要望を国・県受けて おりますので、我々も具体的な検討を受けま して、できるだけ早くというふうなことで考 えておりますが、どれくらいまでというのは 具体的に申し上げられないような状況でござ います。

- ○児玉文雄委員 わかりました。
- ○山本秀久委員 ちょっとお尋ねしますが、 50ページ、52ページ、54ページの指定管理者 の問題で、同じ業者以外はなかったのか、同 じ業者が出ていますが。
- ○船原都市計画課長 申請を出された業者数 は、この2社以外になかったのかという御質 問だと思います。この2社しかありませんで した。
- ○中庭下水環境課長 下水環境課ですが、3 つありますけれども、全部1社といいますか、 1団体の申請でした。3つとも1団体の申請。
- ○小林住宅課長 住宅課でございます。

県営住宅の指定管理者につきましては、問 い合わせは民間からもございましたけれど も、実際申請がありましたのは住宅供給公社 1社のみでございます。

- ○山本秀久委員 54ページはほかの2社以外 はなかったわけだね。
- ○船原都市計画課長 ありませんでした。
- ○山本秀久委員 わかった。

- ○上田泰弘委員 部長の説明にありました、 これ、監理課長にお伺いします。確認です。 補正予算関係議案のところの説明資料の4ペ ージです。

「金額によらず、指名競争入札により発注 を行うこと」としますと。これはそれぞれの ランクで関係なくということですね、それぞ れのランクで。

それと、やっぱりこれは補正予算で、緊急 経済対策ですので地区が偏ってはいけないと 思います。全県的に見て発注していただきた いと思います。これは要望です。一番最初は 質問です。

○鷹尾監理課長 緊急経済対策の関連の予算 でございますが、一日も早く執行し、年度内 にしっかり契約していくということが必要で あろうというところから、金額によらず、す べて指名競争入札により発注を行い、年度内 に契約を確実なものにしていくために変更し たものでございます。ただいま委員御指摘の とおり、各ランクごとにすべて指名競争入札 に付して発注することにしております。

参考までに2点目のお話でございますが、 緊急経済対策の一環の予算で78億円余の増額 補正をいたしておりますが、県下各地域振興 局それぞれ所要の事業費を計上しているとこ ろでございます。

以上でございます。

- ○吉永和世委員長 ほかにございませんか。
- ○森 浩二副委員長 今の件ですけど、監理 課長に、各振興局はすぐ出せるような態勢に なっとっとですか。年度内に全部契約を終わ らせる。
- ○鷹尾監理課長 それぞれ現在、発注に向け

て各振興局で準備を進めておるところであろうと思いますが、もちろんすべてが年度内に出せるというわけではなくて、まだ若干、年度を越すものもございますが、可能な限り年度内に出せるよう現在準備を進めているところでございます。

○吉永和世委員長 ほかに質問ございませんか。——なければ、以上で質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました 議案第1号、第8号から第10号まで、第15号、 第31号、第34号から第36号まで、第44号から 第51号まで及び議案第53号から第56号までに ついて一括して採決したいと思いますが、御 異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認め、一括 して採決いたします。

議案第1号外20件について、原案のとおり 可決または承認することに御異議ありません か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認めます。 よって、議案第1号外20件は、原案のとおり 可決または承認することに決定いたしました。

次に、その他に入りますが、今定例会では、 後日、後議分の委員会がありますので、本日 は急ぎの案件についてのみ質疑をお願いいた します。

質疑はございませんか。

○渕上陽一委員 緊急ではありませんけど も、1つだけちょっと聞かせていただきたい と思います。

市道から県道格上げということで、私たちの地元山鹿は福岡県との県境にありまして、 具体的にいいますと、鹿北星原線の市道から 県道に格上げをということで、県の方にお願 いをしてあるかと思いますけれども、どのよ うな条件であったり、また事務的な流れとしてどういうふうになってくるのか、またいつごろぐらいには大体めどがつくのか教えていただければと思います。

○西山道路保全課長 道路保全課でございま す。

今ほどの質問につきましては、いわゆる市町村道が県道に昇格をするのが、どのような要件があって、いつごろの時期になるのかというようなお話と思います。一般的な市町村道の県道昇格については、原則としまして1級または2級の幹線市町村道であることです。それと、道路法の規定によりまして、県道の路線の認定要件でございますが、県道は地方における幹線道路網を構成している道路であることというような条件がございます。また、このほかにもそれぞれ小さい規則はありますけれども、一応大まかにいいますと今のような話だと思います。

それで、これがいつごろになるかというお話でございますけれども、1カ月ぐらい前に国交省の方にそのあたりをちょっと聞いてみたことがあるんですけれども、その時点ではまだその予定ははっきりわからないということでございました。

と申しますのは、市町村道を県道に昇格を させるためには、いわゆる国道をどのような 配置にするのか、それから主要地方道をどの ような配置にするのか、それがあって、その 後で初めて県道をどういうふうな配置をする のかという形になろうかと思います。そうい うことがございまして、本来一般国道とか主 要地方道の見直し、それがあってからという ことだと思います。

これは非公式でございますけれども、一応 今市町村合併があっておりまして、合併が22 年の3月で特例法が失効するんですかね、そ れが失効すればある程度町村の再編ができ上 がってしまうということで、一応その後ぐら いに国道、主要地方道あたりの見直しが始まって、その後市町村道の県道昇格があろうかと思っております。

以上でございます。

○吉永和世委員長 ほかにございませんか。──なければ、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして第5回建設常 任委員会を閉会します。

午前11時32分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長